

令和3年度 調査研究報告書【概要版】

公共施設の樹木の効果的なマネジメント手法



令和4年3月 特別区長会調査研究機構



調査研究について

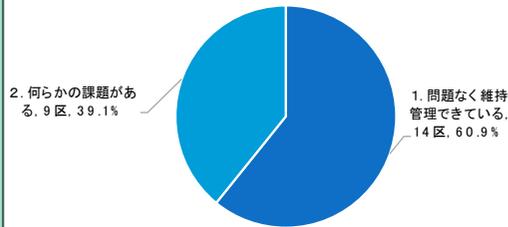


23区における樹木の維持管理の現状と課題

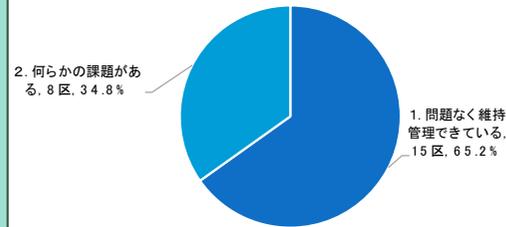
23区を対象にアンケートを実施・・・公園、道路、学校、図書館、本庁舎、出張所等、保育園の7部署対象

Q 日常的な点検や維持管理業務について支障なく実施できているか

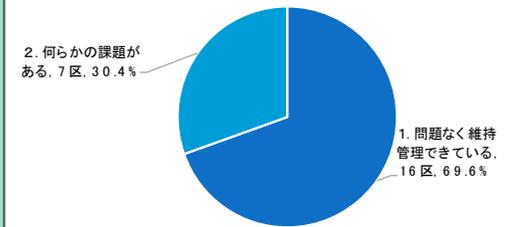
【公園】(2)支障なく実施できているか



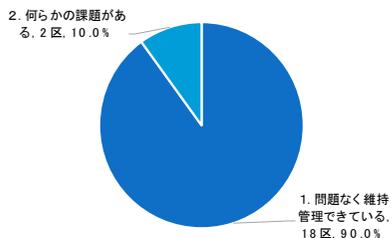
【道路】(2)支障なく実施できているか



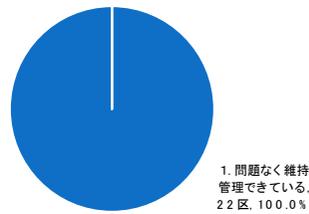
【学校】(2)支障なく実施できているか



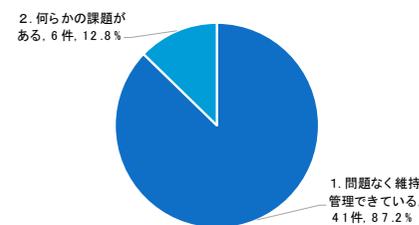
【図書館】(2)支障なく実施できているか



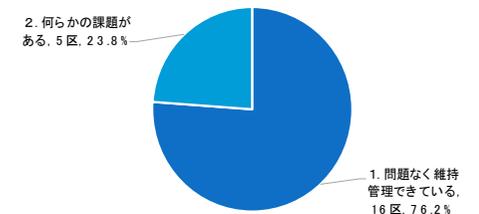
【本庁舎】(2)支障なく実施できているか



【出張所等】(2)支障なく実施できているか



【保育園】(2)支障なく実施できているか

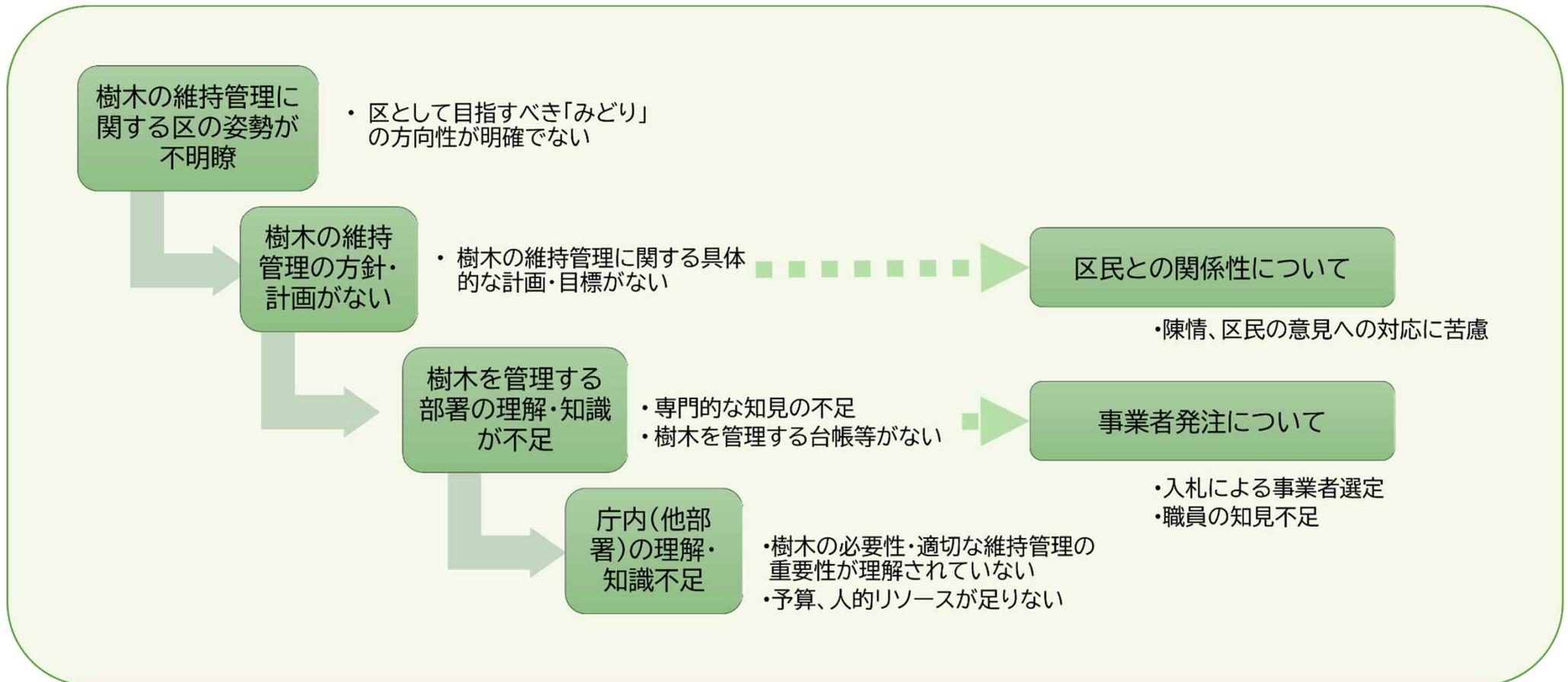


公園、道路、学校について3割以上の区に「何らかの課題がある」



23区における樹木の維持管理の現状と課題

研究会議論および23区対象アンケートを踏まえ、課題を以下の通り整理





考える解決策

▶ 樹木の維持管理マニュアル策定のための支援資料作成

樹木の価値の再定義

- 各所管が管理している樹木がなぜ必要か、適切に維持管理することでどのようなメリットがあるかを整理することで、樹木の維持管理業務の重要性を示す

樹木の維持管理に関する課題の具体的解決策提示

- マニュアル策定時に自区の強みや弱みを分析し、課題解決に即した内容を検討・作成することで対応策を明確化する

樹木に関する知見が少ない職員への対応

- 樹木に関する基礎的情報を整理することで、知識不足をフォローする



樹木管理マニュアル策定のためのガイドライン



樹木の維持管理マニュアル策定のためのガイドライン

▶ 「樹木管理マニュアル」策定にあたって必要となる情報や項目を整理

想定する読者

公園、道路、公共施設等の樹木の維持管理マニュアルの作成を検討している区の職員

その他、樹木の維持管理について課題を抱えている職員

構成・方針

各区において樹木の維持管理マニュアル等を策定する際の参考資料として

樹木の維持管理に関する事項を記載しているため、樹木の維持管理に関する課題解決の参考資料として



ガイドラインの内容①「樹木の価値・役割」

▶ 樹木管理の重要性を示すため、樹木の価値と役割を明示

樹木の機能と役割

- レクリエーション、都市防災、環境保全、景観形成など
- 各施設等においても多様な機能・役割あり

社会課題解決への役割等

- 気候変動リスク軽減、SDGs達成やカーボンニュートラルへの寄与など、樹木の維持管理が社会課題解決の一助になる

樹木の価値

- 樹木の価値や樹木の維持管理による社会的便益を具体的に示すことが必要



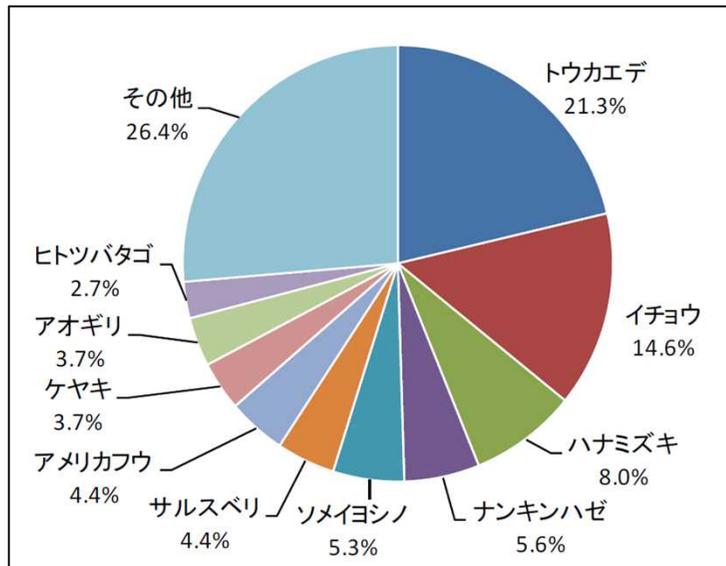
ガイドラインの内容② 「樹木に関する基本的事項」

樹木の数や対象となる樹木

- マニュアルで対応する樹木の定義
- 樹木の内訳をグラフ等で示すことで現状をわかりやすく示すことも重要

樹木管理の基本的な考え方

- 樹木を適切に管理する理由や樹木を管理することで目指す姿などを示す
(例：仙台市街路樹マネジメント方針)



樹種別街路樹数のグラフ（名古屋市）

【参考】 仙台市街路樹マネジメント方針 推進のための考え方

- <考え方1> 都市資源としての積極的な活用
- <考え方2> 適正な街路樹管理の推進
- <考え方3> 街路樹管理体制の充実



ガイドラインの内容③ 「維持管理 事務編」

維持管理

- 日常的な管理の実施による樹木に関するトラブルの予防や早期発見、それによる費用圧縮や陳情減少につなげる
- 道路・公園・学校など、施設によって留意点が異なる

台帳管理

- 基本情報、樹木形状、活力状況、記録、陳情履歴などを整理して記載
- 台帳を管理するためのシステムについても検討・導入する

管理体制

- 樹木の維持管理について、管理する部署内や庁内他部署の理解促進、連携構築を図る



ガイドラインの内容③ 「維持管理 事務編」

業者発注

- 継続的な管理が必要なため、入札・単年度契約を見直し、実績や質を重視した業者選定を実施する。業務履行状況を踏まえ、一定期間継続して同一業者への発注を行う
- 区と事業者で共同の研修会などを実施し、職員と事業者間の認識の共通化等を図る

予算管理

- 外部のリソース活用や地域との協働、補助金等の活用なども検討

区民対応

- 区民への対応の際に心がけることや陳情等のFAQを整理しておくことで、職員や部署によって対応に相違・齟齬が発生しないようにする



ガイドラインの内容④

「維持管理 技術編（23区特有の課題）」

項目	留意すべきポイント	参考となる情報・資料等
剪定・刈込・除草	<ul style="list-style-type: none">作業時の安全管理剪定の方法・時期・頻度事業者へ指示する方法防草対策	<ul style="list-style-type: none">「街路樹剪定ハンドブック」（日本造園建設業協会）「新しい街路樹デザイン」（江戸川区）「街路樹剪定マニュアル」（埼玉県）
清掃	<ul style="list-style-type: none">効果的な清掃の手法区民との協働	<ul style="list-style-type: none">他自治体における落葉清掃等に関する事例（寝屋川市、横浜市、杉並区等）
病害虫	<ul style="list-style-type: none">薬を使わない方法駆除の実施時期害虫を予防する方法農薬の使用について	<ul style="list-style-type: none">「住宅地等における農薬使用について」（農林水産省）「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」（環境省）「街路樹の倒伏対策の手引（第2版）」（国土技術政策総合研究所）
伐採・抜根	<ul style="list-style-type: none">区民への周知、理由説明区民を巻き込む	<ul style="list-style-type: none">「街路樹の植え替えや除去等に伴う合意形成事例」（国土交通省）
植付・移植	<ul style="list-style-type: none">樹種を選ぶポイント移植の可否の判断樹種別の必要土量土壌耐圧基盤剤の効果的な活用	<ul style="list-style-type: none">「道路工事設計基準」（東京都）「街路樹診断等マニュアル」（東京都）
区民対応	<ul style="list-style-type: none">陳情対応等に対する区としての考えを示す	<ul style="list-style-type: none">「街路樹よくある質問（京都市）」



まとめと展望



まとめと展望

1. 適切な樹木管理に対する理解の促進

- 樹木管理について、行政組織内における理解促進のための取組を一層充実させることが必要
- 区民に対しては、樹木の役割や価値、生態的特徴について啓発していくことが必要

2. マニュアルや台帳の整備

- マニュアルを整備し樹木の価値を再定義することで、適切な維持管理の必要性を示すことができる
- 樹木の状況をデータとして把握できる台帳を整備することで、管理の改善とともに、緑化効果の可視化などに対応できる

3. 専門職同士のネットワークの構築

- 各自治体の内外を通じて、職員同士が情報交換し、交流する機会が継続されネットワーク化することで、各区においてより一層適切な樹木管理が可能になる

4. 東京23区としての樹木管理

- 不均一な各区の樹木管理手法等を共通化することで、「東京都心の顔」としての街の美観の向上や都市の魅力向上につながる



研究体制

◆リーダー

伊藤 裕之（江東区土木部管理課長）

◆副リーダー

七條 泉（江東区土木部管理課 C I G 推進係長）

松井 淳之介（江東区土木部管理課 C I G 推進係）

◆提案区：江東区

◆参加区：江東区、中央区、墨田区、
大田区、足立区、江戸川区